

議案第65号

筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和5年8月30日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

筑西市スクールバスの運行に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、筑西市立学校（以下「学校」という。）の統合により通学区が拡大した学校に在籍する児童生徒の通学的手段として筑西市スクールバス（以下「スクールバス」という。）を運行することに関し必要な事項を定めるものとする。

（利用対象者）

第2条 スクールバスを利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、スクールバスの乗降場所（以下「乗降場所」という。）において自ら乗降できるものとする。

(1) 規則で定める学校（以下「バス運行校」という。）に通学する児童生徒であって、規則で定める区域に居住するもの

(2) 前号に定める者のほか市長が特別の理由があると認める児童生徒

第4条中「生徒」を「児童生徒」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、乗降場所は、バス運行校のうち、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）にあってはおおむね3キロメートル、中学校にあってはおおむね6キロメートルの範囲外に設置するものとする。

第5条第1項及び第6条第2項中「生徒」を「児童生徒」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第5条に規定する許可の手続その他スクールバスの運行に当たり必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。